

2021 秋号

社協だより

—長野原町社会福祉協議会だより—

発行 社会福祉法人
 長野原町社会福祉協議会
 住所 〒377-1305
 長野原町大字与喜屋 1624
 長野原町老人福祉センター内
 TEL 0279-82-4487
 FAX 0279-82-0015



▲講師の話真剣に聴く生徒たち

西中学校
福祉教育
 講話と体験学習
 十月六日(水) 西中学校
 で福祉学習を開催しました。

社会福祉協議会のほか、特別養護老人ホームからまつ荘、障害福祉サービス事業所やまどりから講師を招いて「講話」「高齢者疑似体験・車イス乗車体験」の二部構成で行いました。



▲高齢者疑似体験セットを装着して歩行体験

前半の部の「講話」では、それぞれの仕事の概要、仕事のやりがいや苦労について、生徒からの質問に対する回答、生徒へのメッセージをパワーポイントやフリッツプを使って伝えました。

後半の部の「体験」では、高齢者疑似体験と車イスの乗車体験を行いました。高齢者疑似体験は、身体機能を制限する用具を装着した場合と、用具を装着せずに普段通りの状態とで比較をしながら行いました。昇降や障害物をまたいだり、箸を使い食事の様子を真似て体験しました。用具を装着し、身体機能を制限していくにつれて「身体が動かしづらい」「腕が上がりづらい」から着替えのとき大変だなどの声が聞こえました。車イスの乗車体験で



▲ちょっとした段差を乗り越えるのにも一苦労

は、自分で操縦する場合と介助者役の人に押ししてもらった場合の二通りの体験を行いました。普段では気にとめないような段差や傾斜でも大きな抵抗となり操作しにくいことや、操作しづらい段差などの箇所でも介助者の力を借りると簡単に移動できることを体験してもらいました。

用具を装着しても「簡単に動ける」「このくらいなら余裕」といった声も聞こえましたが、見え方や身体の動かし方に多少でも変化が現れるのだということを知っていただきました。

社協費を頂くまで

令和三年度の社会福祉協議会費をお願いします。

年額で普通会員が五〇〇円、賛助会員が一〇〇〇円、特別会員が五〇〇〇円です。

社会福祉協議会では、地域福祉向上のため、様々な福祉サービスを提供しております。(福祉機器の貸し出し、生きがいデイサービス、配食サービス、生活困窮者自立相談支援事業、生活支援サービス体制整備事業、福祉有償運送事業 等)

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

あたたか、いっしょ

左記の皆様よりご芳志をいただきました。

第一生命労働組合群馬営業
 職支部 様 未使用タオル
 匿名 様 五六四円
 匿名 様 紙おむつ等
 福祉に対するあたたかい心をありがとうございます。地域福祉のため有効に活用させていただきます。

社会を明るくする運動募金

ご協力ありがとうございます。

第71回社会を明るくする運動募金集計表

募金総額は 34万3,770円

地区名 金額	川原畑	川原湯	横壁	林	長野原	大津	羽根尾	与喜屋	応桑	北軽井沢	合計 世帯数	合計金額
100		1				1	1				3	300
200	18	41	19	72	198	319	164	160	266	262	1,519	303,800
220				1							1	220
250				1							1	250
300	2		4	4	7	1	3	1	2	1	25	7,500
400						1				2	3	1,200
500		3	7	7	10	2	2	1	1	2	35	17,500
1,000		2		1	6	1		1			11	11,000
2,000								1			1	2,000
合計金額	4,200	11,800	8,500	20,570	52,700	66,600	34,800	35,800	54,300	54,500		343,770
合計世帯数	20	47	30	86	221	325	170	164	269	267	1,599	

吾妻大国魂神社 奉賛金募金

ご協力ありがとうございます。

令和3年度吾妻大国魂神社奉賛金募金集計表

募金総額は 21万2,560円

地区名 金額	川原畑	川原湯	横壁	林	長野原	大津	羽根尾	与喜屋	応桑	北軽井沢	合計 世帯数	合計金額
50							1				1	50
100	15	43	11	67	175	306	157	153	50	227	1,204	120,400
110				1							1	110
200	3		10	8	21	4	9	4	213	47	319	63,800
300	1		2	1	4		3		1		12	3,600
500	1	2	4	8	9	1		3		2	30	15,000
600									1		1	600
1,000		1			7	1					9	9,000
合計金額	2,900	6,300	5,700	12,710	34,400	32,900	18,450	17,600	48,500	33,100		212,560
合計世帯数	20	46	27	85	216	312	170	160	265	276	1,577	



▲正しいメンテナンスについて学ぶ受講生の皆さん

安全・適正就業講習会 刈払機&チェンソーの 安全な使い方とメンテナンス

令和三年八月二十六日

(木) 長野原町屋内運動場の駐車場において安全適正就業講習会(刈払機&チェンソー)を開催しました。受講者は各自刈払い機やチェンソーを持参し、機械の安全な使い方とメンテナンスの方法を学びました。刈払機やチェンソーは山林だけでなく道路、河川、田畑、公園など幅広い場所で使用されています。ですが取扱い方法を間違えたり、点検や整備不良な

どから機械の故障だけではなく事故を引き起こし、ケガや最悪の場合は死亡災害に至ったケースもあります。

自己流では危険な場合もあるため、皆さん真剣に講習を受けていました。今回の講習を活かして適切なメンテナンスを行い、今後事故やケガの無いように作業を行っていただきたいと思えます。

来年度も講習会を開催予定ですので、興味のある方は奮ってご参加ください。町民の皆様のご参加もお待ちしております。

パソコン相談開催

シルバー人材センターではパソコン相談を開催しております。エクセルやワードの基本的な使い方や買い換えや付属品に関する相談、スマートフォンの方に関する事などを受け付けております。パソコン



▲新型コロナウイルス感染拡大前に行ったパソコン相談の様子

相談の開催日に関しては、長野原町社会福祉協議会のホームページ内にあるパソコン相談のページをご覧ください。またお問い合わせください。場所 長野原町 老人福祉センター

利用料 500円
問合せ 82-4487

そのほか、お仕事の依頼をお待ちしております。草刈り(機械使用)、剪定、チェンソー作業、墓地清掃代行、網戸や障子の張替えなど業務内容はご相談下さい。 ※高所作業や足場が悪い等の危険を伴う作業等につ



▲町民の皆様から提供いただいた品物

いては、お受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

フードバンク事業に ご協力ください!

新型コロナウイルス感染症にかかわる失業・休業が広がる中で日々の食事にも困窮される方が増加しています。家庭で眠っている食料や消費しきれず余っている食料などありませんらご協力をお願いいたします。皆様からご寄付いただいた食料品は、生活に困っている方の支援に活用させていただきます。



▲企業様から提供いただいた品物

ご協力いただいた方の善意が必要としている方に届くよう大切に活用させていただきます。

食べるものにお困りの方もお気軽にご連絡ください。 ●ご寄付いただけるもの ●賞味期限が二か月以上あり、未開封で常温保存が可能なもの(穀類、缶詰、インスタント・レトルト食品、調味料、お茶・ジュースなどの清涼飲料水 等) ●受取りができないもの ●開封されているもの、期限の表示がないもの、肉・魚・野菜などの生鮮食品、冷蔵・冷凍保存の商品、アルコール類 等



▲雲林寺の住職様による御経

忠霊塔の清掃と戦没者追悼式を実施しました

令和三年九月二十一日（火）長野原町忠霊塔において、清掃及び周辺の除草作業を行うのにあわせ、長野原町戦没者追悼式を執行了しました。

長野原町長様より追悼の言葉をいただき、また、雲林寺の住職様には御経を唱えていただき、晴天の中、戦没者追悼式を行えました。

今年度も従来のようなホールでの開催が叶わず人数での戦没者追悼式の開催となりましたが、ご英霊に追悼の思いをしっかりと届けられたと思います。

生活福祉資金 特例貸付制度

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により一時的又は継続的に収入が減少した世帯を対象に緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付の申込受付を行っております。

この度、新規申請の受付期間が延長になり、申請期限が「令和三年十一月末日」までと変更になりました。

申請を検討している方は、慎重に計画的なご利用をお願い致します。申請の際にご用意いただく書類等もありますので、郵送申請や窓口にお越しいただく前にお電話にてご相談ください。

長野原町社会福祉協議会
電話…82-4487

生活福祉資金の特例貸付には、緊急小口資金と総合支援資金の二種類があります。

●緊急小口資金

（主に休業された方向け）
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。

○対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のためのお貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になっても、対象となります。

○貸付上限額

二十万円以内（満額申請できない場合もございます）
（従来の十万円以内とする取扱を拡大し、十万円以上必要とする世帯は、貸付上限額を二十万円以内とします。詳細はお問い合わせ下さい）

○据置期間 一年以内
令和四年三月末日以前に償還が開始となる方については、令和四年三月末日まで据置期間を延長します。

○償還期限 二年以内

●総合支援資金

（主に失業された方向け）
生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しします。

○対象者

新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になっても、対象となります。

○貸付上限額

・二人以上世帯 月二十万円以内
・単身世帯 月十五万円以内

○貸付期間 原則三月以内
○据置期間 一年以内
ただし、令和四年三月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和四年三月末日まで据置期間を延長します。

○償還期限 十年以内



今回の特例措置では、二つの資金とも、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとして、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。具体的な取扱いについて、次のおり資金種類ごと一括して償還免除を行います。

【緊急小口資金】

・令和三年度または四年度のいずれかが住民税非課税である場合。

【総合支援資金】

・初回貸付分…令和三年度または四年度のいずれかが住民税非課税である場合。
・延長貸付分…令和五年度が住民税非課税である場合。
・再貸付分…令和六年度が住民税非課税である場合。
※住民税非課税を確認する対象は借受人及び世帯主。